

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第2回）
議事要旨**

1. 日時

平成28年10月24日（月）10時00分～11時25分

2. 場所

総務省8階第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

宍戸主査、森主査代理、大谷構成員、近藤構成員、三尾構成員、長田構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）総務省

太田総務大臣補佐官、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）放送分野ガイドライン改正の基本的考え方（案）について

事務局から「放送分野ガイドライン改正の基本的考え方（案）」の説明があり、構成員から承認された。

（2）放送分野ガイドラインの規律の改正の方向性（案）について

事務局から「放送分野ガイドラインの規律の改正の方向性（案）」の説明と当日欠席の小塚構成員の案に対するコメントの紹介が行われた後、議論が行われた。（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）

【小塚構成員のコメント】

- ・ 「放送分野ガイドラインの規律の改正の方向性（案）」を基本的に支持する。
- ・ 視聴履歴に関する匿名加工情報の作成について、利用目的の公表及び通知により視聴履歴を取得することには賛成。ただし、匿名加工の基準について、委員会ガイドラインにおける安全管理措置等の確実な実行が前提となる。特に留意して事業者に要請すべき。

- ・ 視聴履歴の利用目的については、「具体的に」あるいは「視聴者にとってわかりやすく」公表又は通知することを義務付ける必要があるのではないか。
- ・ 「要配慮個人情報を知ることができるよう取り扱い」を禁止する案では、具体的な行為規範としては不明確であるように思う。「要配慮個人情報が推知されることとならないよう注意する義務」を定める方がより適切ではないか。
- ・ 放送分野ガイドラインを定める根拠として、「放送は、その送信の特徴から社会的な影響力が大きいこと、また無線によるものについては有限希少な周波数を占有するものであることから、放送法による規律を受けていることに鑑み」、放送分野のガイドラインを策定すると記載してはどうか。

【森主査代理】

- ・ 視聴履歴の取扱いにおいて、要配慮個人情報の推知の禁止に係るルールを作ることは、必要なことであり、小塚構成員提案の書き方は、方向性として適切。
- ・ （放送事業者の新たな事業展開を後押しする趣旨で、委託により視聴履歴の利活用の要件を下げることの可否についての質問に対し）元来、委託元の目的でのみ委託先が処理をして委託元に戻すという形態だが、一方で、委託に当たっては委託元でできず委託先にしかできないことがあるのではないかという議論もあり、委託と第三者提供との境界や、考え方の整理等は非常に難しい論点。個人情報保護法の原則的な議論や、具体的な検討対象なしに議論することは難しい。
- ・ 放送における視聴履歴の取得の同意に関して、取得されていることを知らないまま取られてしまうこと、テレビを世帯で使用していること、同意取得のための適当なディスプレイがなく手続きがはっきりしていないことという3つの問題がある。特に最初の点、視聴者が取得の事実を知ることがなければ同意したことにならないので、取得の事実を視聴者に知ってもらう措置は前提的な要件。若干煩雑になったとしても避けられない。
- ・ （個別の同意取得が必要となる範囲についての質問に対し）通信分野では通信の秘密に関して、取得も利用も全て個別に同意を必要としている。一方で、プロバイダがマルウェアを送りつけてくるようなサイトへのアクセス時に警告を出すシステムを導入する際、全てのユーザーのアクセスのチェックする必要があり、その部分は約款に書く形とせざるを得ない。その際の考え方は、通常、利用者が同意するであろう事柄、つまり利用者の意思に反しないこと、さらには、オプトアウトできるようにしておくことで、個別の同意があったものと見なすという検討をした。視聴履歴についても、どの程度利用者の意思に合致しているかによって、同様の検討の余地はあるだろう。

【大谷構成員】

- ・ 同意の取得手続に関しては、ガイドライン以下の指針等の議論においても、誰が誰に対して同意をしているかということが明確にわかる仕組み等について、丁寧に検討すべき。
- ・ あまりに煩雑な同意取得手続を設けることは、かえって視聴者に混乱を生じさせることにもなりかねない。視聴者の一般的な行動に照らしてあまり煩雑にならず、かつ適切な手続を検討する必要がある。
- ・ 視聴履歴の取り扱いに関する禁止事項について、改正の方向性（案）にある受信者情報取扱事業者自らが要配慮個人情報を推知しないという禁止規定と、小塚構成員からの提案にある結果として要配慮個人情報が他人からも推知されないようにするという注

意義の両方の観点が必要になるのではないか。

- ・ 小塚構成員のコメント中に、放送分野が委員会ガイドラインとは異なる規律を定めることができる根拠として、放送はその社会的な影響力等により、放送法による規律を受けている旨をガイドラインに明示すべきとの指摘があったが、基本的に賛成。ただし、今後、放送の社会的影響力が変化する可能性を考慮して、ある程度影響力が相対的なものとなる場合でも読み込める書きぶりとした方がよい。
- ・ 放送分野ガイドラインの目的規定については、全ての分野に汎用的な規定を置く改正個人情報保護法の目的規定をそのまま踏襲する必要はなく、放送分野に係る事象を想定した書きぶりであれば、例えば、現行規定でも十分と考える。
- ・ 複数事業で視聴履歴を利用する場合の利用目的の特定について、ほかのガイドラインと制度を共通にする旨の記述があるが、制度を共通化するとしても、利用目的の特定に当たり、視聴履歴を利用する事業内容の特定は必要であり、視聴者には誤解が生じないような説明が求められる。どのように表示すれば良いかについては、ガイドライン以下の指針等で忘れずに検討すべき論点と考える。

【近藤構成員】

- ・ 視聴履歴を活用できる受信機が存在を、知らない利用者も多いと思う。より良い利活用ができるように、メーカーにおいて、受信機が存在と機能を良く周知し、今後の同意取得や番組作りへの協力につながるような取組を期待。
- ・ 人に知られたくない、利活用されたくない視聴履歴があるのではないか。本人にとって不要なDM等の送付など、迷惑行為に繋がることも想定される。視聴履歴の利活用の上での今後の課題として考えて欲しい。
- ・ 放送の視聴者には、高齢者の中でも情報の利活用に不得手な方々が多いことを念頭に置いて、他のサービスと異なる放送分野としての取組が必要。放送分野としてのガイドラインを作ることを支持する。

【長田構成員】

- ・ 視聴履歴を利活用されることを全く想定していない視聴者の存在を考えると、包括同意では、見落としのまま同意をしてしまう可能性が高い。視聴履歴を特出しして同意を求める形を取る方が、むしろ放送のより良い利活用が進むのではないか。
- ・ 匿名加工の方法については、委員会ガイドラインを準用することを記述するのみではなく、いわゆる仮名化や名前の除去だけでは十分ではないということ、そして放送分野における視聴履歴がどのような性格のものであるか等をガイドラインに明確に記述する必要があるのではないか。
- ・ 放送視聴者の年齢構造が高齢層にシフトする傾向があるとしても、放送が現状として、子供までを含めたみんなが見ることができる媒体として幅広い層に支持されている実態を踏まえれば、放送が果たしているその大きな役割を考慮した検討が必要。

【三尾構成員】

- ・ テレビを見ている人全員に個々の同意を得るよりも、テレビ画面上に自動的に視聴履歴が収集されることを明示するなどの手続を行うなど、より同意を取りやすい仕組みを

工夫することが必要ではないか。

- ・ 放送と通信では利用者層が異なる傾向にあることを踏まえ、それぞれの利用者の理解のあり方等を考慮した制度を検討することは適切と考える。
- ・ 今回の検討は、個人のプライバシーを保護することや、むやみに開示しないといった禁止的な側面ばかりにフォーカスするのではなく、子供や家族を含め、自らの情報をそれぞれが開示したり、秘匿したり等々、自由にコントロールできる権利を個々人に確保するという観点から検討することもできるのではないか。

【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】

- ・ 視聴履歴の利活用としては、視聴者の好みに合わせて放送番組をおすすめするような、新しいビジネス等を想定している。このようなサービスは視聴者の方においてもサービス向上につながるものであり、このような取組が可能となるようなガイドラインの検討をお願いしたい。御懸念が示された政治信条の把握等を目的とするような利活用は一切考えていない。
- ・ また、世帯内でも視聴履歴に家族の同意が必要ではとの話が出ているが、通常の買物の履歴でも、その品物をご主人の好みか、子供の好みかに関係なく、奥様の買物履歴となっており、視聴履歴も同様に契約者のSTBの視聴履歴ではないか。

【太田総務大臣補佐官】

- ・ 今後、放送局もネット配信など通信分野を考慮しないわけにはいなくなる。放送局が通信分野、放送分野の2つを扱うことになるので、通信と放送と事業分野を異にしている、共通化することが望ましい部分は、平仄のあったルールになるよう議論していただければと考える。

(3) その他

宍戸主査より、森主査代理が起草委員に指名された。

(以上)